

平成 30 年 4 月にお子様が小中学校に入学予定の保護者様へ

新入学児童生徒学用品費(入学準備金)の支給のお知らせ

那須烏山市教育委員会

那須烏山市では、就学援助の支給要件に該当する保護者の方に、就学援助費の一部、新入学児童生徒学用品費(入学準備金)を入学前の3月に支給します。

就学援助とは

経済的理由によって、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に援助する制度です。

新入学児童生徒学用品費(入学準備金)を受けることができる方

次の1～3にすべて該当する方

1. 平成 30 年 1 月に那須烏山市に居住している方(平成 30 年 3 月末日以前に那須烏山市以外に転出される方を除く)
2. お子様が平成 30 年 4 月に那須烏山市立の小・中学校に入学予定の方
3. 下記のいずれかに該当する世帯の方
 - ①生活保護が停止、または廃止になった(平成 29 年 4 月 1 日以降の停止)
 - ②児童扶養手当を受給している
 - ③世帯全員、市民税が非課税
 - ④世帯全員、国民年金掛金が全額免除されている
 - ⑤世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

※新入学児童生徒学用品費(入学準備金)が支給されてから上記1、2の要件を満たさなくなった場合には、返還していただくことになります。該当する可能性のある方は、申請を行わないでください。

申請受付期間

平成 30 年 1 月 4 日(木)～平成 30 年 1 月 31 日(水)

※上記の期間中に新入学児童生徒学用品費(入学準備金)の申請をされない場合でも、2月以降に就学援助を申請し、認定になった方は入学後、7月に支給します。

申請受付場所

那須烏山市教育委員会事務局 学校教育課
(那須烏山市役所 南那須庁舎 2 階)
☎0287-88-6222



裏面へ続きます

提出書類等

申請書は、那須烏山市教育委員会 学校教育課にあります。

また、那須烏山市のホームページからもダウンロードできます。

- 就学援助申請書
- 就学援助費請求書
- 振り込みを希望する預金通帳のコピー
(保護者名義のもの、コピーの場合は金融機関の支店名、口座番号がわかるページ)
- 印鑑 (認印)

これより下は、該当する方のみ持参・提出してください。

表面の申請理由②に該当する方……児童扶養手当の証書 (コピーでも可)

表面の申請理由④に該当する方……国民年金免除申請承認通知書 (コピーでも可)

表面の申請理由⑤に該当する方

……収入のある世帯全員分の市県民税所得証明書または、

源泉徴収票の写し (年末調整済のもの)

※収入がない場合は、市役所にて収入がない旨の申告手続きが必要です。

ただし、税法上の扶養に入っている方は申告の手続きは必要ありません。

支給内容

支給予定額 小学校入学予定の児童の保護者 40,600 円

中学校入学予定の生徒の保護者 47,400 円

支給時期 平成 30 年 3 月中

支給方法 保護者の指定する口座に振り込み

入学するお子様に兄弟姉妹がいて、すでに就学援助を受けている保護者様へ

- 就学援助は毎年申請が必要です。
- 平成 29 年度に就学援助を受けている場合でも、新たに申請をしてください。
- 平成 30 年 2 月から新入学生以外の就学援助の申請が始まりますが、今回申請された方はあらためて申請する必要はありません。



那須烏山市教育委員会事務局 学校教育課
総務教育グループ (南那須庁舎 2 階)

☎ 0287-88-6222

☎ 0287-88-2027